

少年保護事件付添扶助に関する取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 財団法人法律扶助協会(以下「協会」という)は、少年保護事件につき、弁護士である付添人が必要であり、かつ、相当であると認められる事案で、直ちに弁護士等を支払うことが困難な少年に対し、その弁護士等を援助する事業を、下記に定めるところにより行う。

(業務遂行の基本方針)

第2条 協会は、本要綱で定める事業を遂行するに当たっては、少年保護事件付添人の目的に則り、適切かつ効率的な運営を図るとともに、全国的に同じ水準となる安定した公平な利用機会の提供を図るよう努めなければならない。

(弁護士会との連携)

第3条 支部は、単位弁護士会と、弁護士である付添人の派遣及び推薦方法、付添人に対する事業の趣旨徹底などについて十分協議のうえこれを実施する。

(家庭裁判所との協力)

第4条 協会は、本要綱で定める事業の実施にあたり、家庭裁判所から紹介される事件については、本要領のほか、家庭裁判所との間の少年保護事件における付添人援助の運用に関する合意内容に基づき処理するものとする。

第2章 付添援助

第1節 審査体制

(支部審査部会の構成)

第5条 支部長は、第11条ないし第12条の申込を受理したときなどには、速やかにその審査を担当する支部審査委員(以下「担当審査委員」という)を原則として1名、指名する。但し、本要綱で定める場合又は特にその必要性があると判断される場合には、支部長は複数名の担当審査委員を指名することができる。

前項による指名を受けた支部審査委員は、その都度支部審査部会(以下「支部審査部会」という)を構成する。

支部審査部会は、本要領及び理事会で定めた審査基準に従い、援助申込事件に対する援助の許否、援助の内容、援助の終結等を決定する。

支部審査部会の議事は、部会を構成する担当審査委員の過半数により決する。

(通知)

第6条 支部長は、支部審査部会が前条の決定をしたときは、その内容を、援助の申込者、援助の決定を受けた申込者(以下「依頼者」という)、及び付添援助事件を受任した弁護士(以下「受任弁護士」という)に通知しなければならない。

(不服申立)

第7条 申込者及び受任弁護士は、支部審査部会のなした決定に不服のある場合には、支部長に対して、不服申立書を提出して、不服申立をすることができる。

支部長は、前項の申立があったときは、当該審査決定に関与していない3名以上の支部審査委員を担当審査委員に指名し、指名を受けた担当審査委員はその都度不服申立審査部会を構成し、不服申立につき審査決定する。

不服申立審査部会の議事は、部会を構成する担当審査委員の過半により決する。

(援助費用基準)

第8条 本事業の援助要件に関する基準(以下「援助要件基準」という)並びに弁護士及び費用に関する基準(以下「援助費用基準」という)は、本部審査委員会で案を策定し、理事会で定める。

第2節 援助申込

(対象者)

第9条 付添援助の対象となる者は、家庭裁判所に係属する少年保護事件の少年で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 刑事処分又は非行内容及び要保護性に照らし保護処分が予想される事件
- (2) 少年が非行事実の重要な部分について争っている事件
- (3) その他援助が特に必要と認められる事件

(援助の要件)

第10条 付添援助の援助要件は次のとおりとする。

- (1) 経済的に、直ちに弁護士及び実費を支払うことが困難な者であること
- (2) 弁護士である付添人の活動が必要であり、かつ、相当であると認められること

(申込者及び申込方法)

第11条 付添援助の申込は、少年、保護者又は少年の親族が行う。

前項の申込は、支部長に対し、様式1による申込書を提出して行わなければならない。

(弁護士による申込)

第12条 付添援助の申込手続は、付添人弁護士又は付添人になろうとする弁護士が、これを代行することができる。

前項の申込手続を行う弁護士は、自らその少年の付添人に選任される意思があるか

どうかを（既に付添人に選任されている場合はその旨を）明記する。

第3節 審査

（付審査）

第13条 支部長は、付添援助の申込を受理したときは、速やかに担当審査委員を指名するなどして支部審査部会の審査に付さなければならない。

（審査方法）

第14条 支部審査部会は、原則として申込書のみに基づいて審査する。但し、特別な事情があると判断したときは、支部審査部会は、申込手続を行った弁護士からも事情を聴取することができる。

（審査決定）

第15条 支部審査部会は、付添人援助申込について審査し、次の決定をする

（1）付添援助要件に適合しているときは援助開始

（2）付添援助要件に適しないときは却下

支部審査部会は、弁護士援助申込を受理した日の翌日までには前条の決定をするよう努めなければならない。

支部長は、支部審査部会で却下の決定があったときは、その理由を付して申込をした申込者本人又は弁護士に通知する。

第4節 受任弁護士

（受任弁護士の決定）

第16条 支部長は、支部審査部会において付添援助開始決定が出された事件については、申込時に付添人になろうとする弁護士又は既に付添人になっている弁護士がいるが場合はその弁護士を、いない場合は弁護士会と協議して定めた方法により定められた弁護士を受任弁護士に選任する

支部長は、申し込まれた事件の内容、申込人からの申し出などを考慮し、支部審査部会の意見を聞いて、複数の弁護士を付添人として選任することができる。

（契約）

第17条 受任弁護士が選任された場合、支部長は、協会、依頼者及び受任弁護士で様式3による少年保護事件付添援助契約書を作成する。

（結果の報告）

第18条 受任弁護士は、選任後速やかに事件に着手しなければならない。

受任弁護士は、検察官への送致、保護処分、不処分又は審判不開始等により事件が終了したときは、様式4による結果報告書を支部長に提出しなければならない。

受任弁護士は、付添援助を継続する必要性又は相当性がなくなったと判断したときは、その旨を支部長に報告することができる。

(費用の支払)

第19条 支部長は、前条2項の報告書が提出されたときは、受任弁護士に対し、援助費用基準に基づき、第24条で決定した費用を支払う。

(金銭受領の禁止)

第20条 受任弁護士は、依頼者又はその他事件の関係者から報酬金その他の利益を受けてはならない。

(辞任)

第21条 受任弁護士は、病気その他やむを得ない事由により辞任しようとするときは、その事由を示した文書を支部長に提出し、その承認を求めなければならない。

支部長は、前項の承認請求を受理したときは、速やかに担当審査委員を指名するなどして支部審査部会の審査に付さなければならない。

支部審査部会は、辞任をやむを得ないと認めたときは、これを承認する。

前項の場合、第16条、第17条、第24条の規定を準用する。

(解任)

第22条 依頼者は、やむを得ない事由により受任弁護士を解任しようとするときは、その事由を示した文書を支部長に提出し、その承認を求めなければならない。

支部長は、前項の承認請求を受理したときは、速やかに担当審査委員を指名するなどして支部審査部会の審査に付さなければならない。

支部審査部会は、解任をやむを得ないと認めたときは、これを承認する。

前項の場合、第16条、第17条、第24条の規定を準用する。

第5節 援助の終結

(援助の終結)

第23条 支部長は、第18条2項の結果報告書を受理したとき、速やかに担当審査委員を指名して支部審査部会の審査に付さなければならない。

支部審査部会は、結果報告書の記載にしたがい、援助の終結決定を行う。

(終結決定)

第24条 支部審査部会は、前条の場合、結果報告書に記載された受任弁護士の活動内容、事件の程度などを勘案し、援助費用基準に基づいて、受任弁護士に支払う弁護士及び費用のそれぞれの金額を決定する。

(援助の取消)

第25条 支部長は、受任弁護士から第18条3項の報告を受理したとき、又は第16条、第17条の規定により受任弁護士が辞任又は解任となり新たに受任弁護人を選任することが困難なときは、担当審査委員を指名して支部審査部会の審査に付すことができる。

支部審査部会は、前項の場合、援助の取消を決定することができる。

前項の場合、前条の規定を準用する。

支部長は、支部審査部会で援助取消の決定があったときは、その理由を付して依頼者本人及び受任弁護士に通知する。

(依頼者の負担)

第26条 援助した費用は、交付制とし、償還は求めない。但し、支部審査部会は、事件終結時又は取消決定時に依頼者が直ちに弁護士及び費用が支払えないとはいえない状態になり、かつ、依頼者に負担させることが不当とはいえない場合には、第24条で定めた金額の一部ないし全部について、依頼者に負担させることができる。

前項で依頼者に負担を求める場合、支部審査部会は、その負担金の額及び支払方法について、終結決定又は取消決定で決定する。

前項で依頼者に負担を求める決定をするに当たっては、依頼者又は受任弁護士の意見を聞かなければならない。

(国選弁護との関係)

第27条 援助事件が検察官に送致され起訴された場合には、受任弁護士は次のいずれかを選択して結果報告書に記載しなければならない。

- (1) 国選弁護を受任する
- (2) 私選弁護人となる
- (3) 起訴後の弁護は行わない

受任弁護士が引き続き国選弁護人として受任するときは、速やかに所定の書式による辞任届を裁判所に提出する。

前項の場合、支部長は、受任弁護士が引き続き国選弁護人を受任することができるよう、管轄裁判所に協力を求めなければならない。